

(仮称) 宮里中学校区児童館基本計画策定等業務委託
プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、沖縄市児童館整備計画に基づき、(仮称) 宮里中学校区児童館を整備するにあたり、宮里中学校区の地域に求められる特色ある児童館建設をすすめるため、(仮称) 宮里中学校区児童館基本計画策定等業務を委託する業者を選定することを目的に、必要な事項を定めるものである。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名称

(仮称) 宮里中学校区児童館基本計画策定等業務

(2) 委託内容

別紙「(仮称) 宮里中学校区児童館基本計画策定等業務仕様書」参照

(3) 委託期間

平成27年4月1日から平成27年8月31日(月)まで

(4) 上限額(予算額) 5,853,000円(消費税・地方消費税込)

※ この金額は、企画提案のための委託料上限であり、契約金額ではない。

※ 見積額が上限額を上回る場合は、プロポーザル審査の対象外とする。

3. 応募資格

本業務委託に係る企画提案に参加できる者は、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

- (1) 沖縄県内に事業所本店又は支店(営業所)の事務所を置き、かつ、当該事務所に当該事業所の正規社員が常駐していること
- (2) 各種調査業務や研究・分析等に関する知識を有していること
- (3) これまでに公共施設建設にかかる基本計画策定業務等、調査・研究業務及び類似の業務実績を有していること
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- (5) 沖縄市の指名停止基準に基づく指名停止を応募書類の受付期間において受けていないこと
- (6) 国税、県税及び市税について未納がないこと
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為防止法等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号にあげる団体、及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと

4. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(第1号様式)
- ② 会社の概要(第2号様式)
- ③ 会社の事業実績(第3号様式)

- ④ 委託業務に係る業務の実施体制及び業務従事者調書（第4-1, 4-2, 4-3号様式）
- ⑤ 企画提案書（様式任意）
 - ア. 企画提案届出書（第5号様式）をつけること。
 - イ. 書類の企画は、A4縦（必要な場合のみ横も可とする）、横書き、片とじ（ホッチキス留め）、片面印刷とする。ただし、資料の作成上A3版を利用した方が確認しやすい場合は可とする。また、目次等に合わせインデックスを付けること。枚数は自由とするが、過剰な添付資料は控えること。
 - ウ. 文字サイズは、10.5ポイント以上とする。
 - エ. 企画提案書は、別紙「(仮称) 宮里中学校区児童館基本計画策定等業務仕様書」を踏まえて、本業務に対する貴社の考え方、委託業務項目の実施方法や手法等を提案の基本として、提案趣旨を明確に示し、簡潔にまとめること。
 - オ. 企画提案の内容は、貴社が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
 - カ. 提案においては、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、具体的で明確な企画提案書を作成すること。
- ⑥ 委託業務見積書（第6号様式）
 - ※ 見積書には、作業項目や作業に係る人数、業務項目ごとの費用等を記載した内訳書（様式任意）を添付すること。
 - ※ 契約を締結する場合においては、消費税相当額を加算する。ただし、契約額については、予定価格内とするため、協議を要する場合もある。
- ⑦ 沖縄市の契約登録業者でない場合、下記の書類も別途提出のこと（発行3カ月以内のものはコピー可）
 - ア. 会社登記簿
 - イ. 法人印鑑証明
 - ウ. 過去2年分の納税証明（国税及び市県民税）
 - エ. 国民健康保険料（税）納付証明書（該当事業者の代表者のみ）

（2）書類の提出

- ① 提出先 沖縄市こどものまち推進部 こども家庭課（市役所2階）
- ② 提出期限 平成27年3月12日（木）正午
- ③ 提出部数 各8部（原本1部、写し7部）
- ④ 提出方法 持参による窓口提出 ※勤務時間外及び閉庁日は受理しない。

5. プロポーザルへの参加の辞退

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（第7号様式）を平成27年3月12日（木）午後5時までに、こども家庭課に提出してください。

期日までに原本の提出ができない場合は、電子メールにてデータ（PDF等）を先に提出し、原本については、後日、提出をお願いします。

6. 質問受付期間及び回答

本実施要領及び仕様書の内容について質問がある場合は、次の通り受け付ける。

(1) 受付期間

平成27年3月3日(火)から3月10日(火)までとする。

(2) 提出方法

質問内容を質問書(第8号様式)に記入の上、下記の電子メールアドレスで沖縄市こどものまち推進部こども家庭課へ送付すること。

電子メールアドレス：a103ko_ikusei@city.okinawa.okinawa.jp

(3) 質問の回答

質問者名を伏せて、ホームページ上に随時公開いたします。

7. 委託事業者の選定方法

(1) 沖縄市職員で構成する「(仮称)宮里中学校区児童館基本計画策定等業務委託業者選定委員会」(以下「選定委員会」)及び事務局において審査を行う。なお、審査は、非公開とする。

(2) 審査の流れ

① 1次審査(書類審査)

「選定評価表」に基づき書類審査を行い、数社に絞る。

1次審査の結果については平成27年3月16日(月)までに事務局より通知を行う。

② 2次審査(プレゼンテーション)

1次審査で選定された事業者に対し、2次審査(プレゼンテーション)開催を通知する。

1次審査と同様、「選定評価表」に基づき審査を行う。

③ 審査の結果

2次審査の最高得点提案者を本業務委託契約に係る委託候補先として特定する。

審査結果については、委託候補先の特定後、プレゼンテーションを行った提案者に対し書面で通知する。

なお、選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては、受け付けない。

8. プレゼンテーションの詳細

(1) 開催日 平成27年3月25日(水)午後：予定

(2) 場所 沖縄市役所 建設部会議室(5階)

(3) 実施方法

① プレゼンテーションは、提出した資料に基づき実施すること。

② プレゼンテーションは、1社につき説明20分、質疑10分の30分以内とする。

なお、プレゼンテーションは、原則として当該業務に専任従事するものが行うこと。

③ 業務委託仕様書に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば、積極的な提案を求める。

④ プレゼンテーションに必要な機材(PC、プロジェクター等)は提案者側で用意する。

※スクリーンは本市で準備します。

8. 提案者の失格

- (1) 提出期限を過ぎて、企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難度認められる状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定会議会長が失格であると認めた場合

9. 契約に関する事項

(1) 委託契約候補者の特定

本市は、選定会議が選定した最高得点提案者を本業務委託契約に係る委託候補先として特定する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、最高得点提案者から業務委託契約が締結できない場合には、次点者を委託候補先として再特定する。

- ① 最高得点提案者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 最高得点提案者が、本市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 最高得点提案者が見積聴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 最高得点提案者が本業務委託の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により最高得点提案者と契約の締結が不可能となったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、本市の定める本業務委託契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ① 本業務委託の契約は、沖縄市契約規則等によるものとする。
- ② 本業務における具体的作業については、契約締結後に提案書に記載された内容を基に、具体的業務内容、成果品の作成、提出に至るまで市と協議して進めるものとする。
- ③ 企画提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により請負者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- ④ 受託事業者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。ただし、この場合でも、受託事業者は当該第三者の行為のすべてについて責任を免れない。

10. 留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 企画提案等の作成に要する経費は各社負担とし、提出書類は返却しない。
- (3) 業務委託請負者の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 業務委託請負者の選定にあたっては、提案された内容等を総合評価し決定する。このため、事業を実施するにあたっては、沖縄市と協議して進めて行くものとし、提案された内容をすべ

て実施することを保障するものではない。

(5) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄市こども家庭課と業務委託請負者とで別途協議する

1 1. 委託契約までの日程 (予定)

参加受付 (書類提出) 期間 …………… 平成 27 年 3 月 3 日 (火) ~ 12 日 (木) 正午

質問受付期間 …………… 平成 27 年 3 月 3 日 (火) ~ 10 日 (火)

(質問回答: 随時ホームページ上で公開)

1 次審査 (書類審査) 結果通知 …………… 平成 27 年 3 月 16 日 (月)

2 次審査 (プレゼンテーション) …………… 平成 27 年 3 月 25 日 (水)

委託候補者の決定通知 …………… 平成 27 年 3 月 26 日 (木)

候補者と契約内容等の調整後、業務委託契約締結 (平成 27 年 3 月 31 日)

1 2. 本要領及び業務委託仕様書に関するお問い合わせ先

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市こどものまち推進部 こども家庭課 (担当: 添石)

TEL 098-939-1212 (内線3131)

E-mail : a103ko_ikusei@city.okinawa.okinawa.jp